

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
1	R5. 12. 7	R5. 12. 15	東京交通労働組合が交通局 自動車営業所の庁舎内で物 品販売を行うことについ て、交通局と各東京交通労 働組合支部との間で交わさ れた許可書及び協定内容					1										当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	交通局自動車 部管理課
2	R5. 10. 20	R5. 12. 19	・大江戸線延伸にかかる庁 内検討プロジェクトチーム (第1回・第2回)の次 第・大江戸線延伸にかかる 庁内検討プロジェクトチー ム(第1回・第2回・第3 回)の議事概要	3	1														交通局総務部 企画調整課
3	R5. 10. 20	R5. 12. 19	・大江戸線延伸にかかる庁 内検討プロジェクトチーム (第3回)の次第 ・大江戸線延伸にかかる庁 内検討プロジェクトチー ム(第1回・第2回・第3 回)の会議資料	33		1								1				(7条5号) ・内部における検討のために試算した値である。こ れらの情報は、未成熟な情報であって、公にすること により、率直な意見の交換及び意思決定の中立性 が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情 報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせる おそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは 不利益を及ぼすおそれがあるため。 ・将来需要の推計を実施するために仮に設定したも のである。これらの情報は、公にすることにより、 率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損 なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認さ れ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は 特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及 ぼすおそれがあるため。 ・未確定な情報を含んでおり、公にすることによ り、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当 に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤 認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ 又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益 を及ぼすおそれがあるため。	交通局総務部 企画調整課
4	R5. 10. 25	R5. 12. 19	一般乗合自動車(ディーゼ ル)大型ワンマンバス製作 仕様書(平成30年4月、 同年10月、令和元年7 月、令和2年7月、令和3 年11月及び令和4年11 月)	15		1							1					(7条4号)公にすることにより、システムへの不 法な侵入や破壊等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行 を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障 を及ぼすおそれがあるため。	交通局自動車 部車両課
5	R5. 10. 25	R5. 12. 19	一般乗合自動車(燃料電池 バス)ワンマンバス製作仕 様書(平成30年10月、 令和元年11月、令和2年 4月、令和3年11月及び 令和4年11月)	510	1														交通局自動車 部車両課
6	R5. 12. 7	R5. 12. 21	・令和5年度グループリー ダー選考 選考基準(交通 局内規) ・認定技能職員制度 認定 基準(内規)				1								1			(7条6号)対象公文書は、適正で公正な選考及び 認定を実施するために選考等の所管部署のみで取り 扱うものであり、開示した場合、選考等の公正性に 影響が生じ、円滑な人事の確保に支障を及ぼすお それがある。	交通局職員部 人事課